

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令（参照条文）

○ 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年十一月二十二日法律第七十八号）（抄）
附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。